

東京都男女平等参画審議会

第2回総会

平成23年9月12日（月）

東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課

東京都男女平等参画審議会第2回総会

日時 平成23年9月12日（月）

午前10時～12時

場所 第二本庁舎31階 特別会議室27

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 新任委員の紹介
- 3 中間のまとめ（案）について
- 4 その他
- 5 閉 会

【資 料】

- 1 東京都男女平等参画審議会委員名簿
- 2 第4期男女平等参画審議会 審議経過
- 3 「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」
中間のまとめ（案）
- 4 「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」
中間のまとめ（案）（概要）
- 5 「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」
中間のまとめ（案）
- 6 「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」
中間のまとめ（案）（概要）
- 7 今後の予定

午前10時00分 開会

○事務局（菊地） お待たせいたしました。定刻となりましたので、第4期の男女平等参画審議会第2回総会を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席くださいます、ありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告させていただきます。

ご出席予定の委員の方は20名ですが、ただいま16名でございます。東京都男女平等参画審議会運営要綱第5条に定めます総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

次に、新たにご就任いただきました委員をご紹介します。お手元でございます東京都男女平等参画審議会委員名簿をご覧ください。

中村幸子委員でございます。

○中村委員 中村でございます。よろしくお願いします。

○事務局（菊地） なお、高橋勝浩委員は所用のため欠席でございます。

続きまして、前回ご欠席の委員の方をご紹介します。

坂本義次委員でございます。

○坂本委員 坂本です。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（菊地） 武石恵美子委員でございます。

○武石委員 武石でございます。よろしくお願いします。

○事務局（菊地） 松田妙子委員でございます。

○松田委員 松田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊地） 湯澤直美委員でございます。

○湯澤委員 湯澤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊地） また、7月16日付で職員の異動がございましたので紹介させていただきます。

井澤生活文化局長でございます。

○井澤生活文化局長 生活文化局長、井澤でございます。よろしくお願いいたします。

7月に着任させていただきました、初めての総会となりますので、一言だけごあいさつさせていただきます。

委員の皆様には、7月の第1回総会でそれぞれご専門の見地から大変貴重なご意見を賜りました。また、部会委員の皆様方には、総会での議論を踏まえ、本当に極めて限られた

日程の中で、本日の審議事項でございます中間のまとめ案の取りまとめに向けて精力的にご検討をいただきました。ご尽力に改めて御礼を申し上げます。

もとより男女平等参画のあり様に関しましては、様々なご意見、考え方があろうかとも思いますが、そうした多様な考え方をできる限り尊重させていただき、一つ一つ具体的な施策に生かす努力を重ねていくことが、我々行政に求められているものと考えております。私どもいたしましては、この審議会での開かれたご議論を踏まえ、広く都民の皆様の声を参考にしながら、さらに検討を積み重ね、地道に男女平等参画の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、中間のまとめ案をご審議いただくこととなりますが、それぞれご専門のお立場からご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（菊地） それでは、以後の進行につきましては、福原会長にお願いいたします。

○福原会長 皆さん、おはようございます。会長の福原でございます。よろしくお願いいたします。

座ったままで失礼いたします。

審議に入ります前に、新しい委員の方もいらっしゃいますので、この審議会の運営等について、再度確認をさせていただきたいと思います。

まず、本審議会の公開についてでございますが、本審議会は運営要綱第10により、公開で行うものとする定められております。ただし、審議会の決定により一部非公開の取り扱いとすることがありますが、前回と同様に公開で進めさせていただきたいと存じます。

次に、議事録の取り扱いについてですが、これについては事務局からご説明をお願いします。

○事務局（菊地） 議事録は全文氏名入りで、ホームページ及び都庁第1本庁舎の情報ルームで公表いたします。

議事録の作成方法ですが、事務局で議事録（案）を作成し、発言者の皆様にご確認をお願いいたします。最終的な確認は、会長にご一任ということにさせていただきたいと思います。なお、個人情報にかかわる事項等がある場合は、発言者及び会長とご相談させていただきたいと思います。

また、第1回総会の議事録を机上に配付させていただきました。近日中に公開の予定でございます。

○福原会長 それでは、早速、審議に入らせていただきます。

会議次第の3は、本審議会の中間のまとめ（案）でございます。各部会委員の皆様には、この中間のまとめ（案）の取りまとめに当たりまして、この暑い中、大変にご尽力をいただきました。この場をお借りして厚くお礼を申し上げたいと思います。

まず、初めにこの中間のまとめ（案）に至るまでの経過について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（菊地） それでは、お手元にごございます資料2をご覧ください。

審議経過でございますが、7月13日の第1回総会におきまして、諮問の後、現行動計画策定以降の動きを踏まえた検討、及び特別な配慮を必要とする男女への支援などについて、意見交換を行いました。

また、機動的な運営を図るため、男女平等参画部会及び配偶者暴力対策部会を設置いたしました。部会をそれぞれ3回開催し、総会での各委員の皆様の意見や、その後、書面で提出された追加意見等を踏まえ審議を重ね作成していただきましたのが、お手元の中間のまとめ（案）でございます。

なお、駒崎委員から提出されました提案書を机上に配付させていただいております。

以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

委員の皆様には短期間にご無理なお願いを申し上げたわけではありますが、惜しみない協力をいただきましたとっております。改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、中間のまとめ（案）の審議に入りますが、中間のまとめ（案）の検討状況について、各部会長からご説明をお願いしたいと思っております。

まず最初に、男女平等参画部会の武石部会長によりしくお願いいたします。

○武石部会長 それでは、男女平等参画部会で検討してまいりました中間のまとめ（案）について、詳細は、この後、事務局からご説明があるかと思しますので、私からは簡単に3つのポイントについて説明をしたいと思います。

まず、最初に計画策定に当たっての基本的な考え方ということでございます。これについて、部会では2つの点を確認いたしました。

1つは、東京都がつくる計画であるということで、東京都の立ち位置のようなものをきちんと確認しておく必要があるということでございます。特に東京というのは、学びの場ですとか、就労の場というのが集中しておりまして、生活をする場と、そういったいろいろな活動をする場というのが、その活動の部分が東京都に集中しているという特徴がございます。ですから、

その学校とか就労の場とか、そういったところでの男女共同参画の推進というのが非常に影響力を持っているということ。

ただ、一方で、東京都は出生率が全国一低い、あるいは地域コミュニティなども都市部特有の問題を抱えているということで、重要な課題が立ち行き非常に顕著に見られているということが東京都の特徴であると考えております。

それから、計画策定に当たってのもう一つ重要な確認事項としましては、この計画が策定されるタイミングということです。特に3月の東日本大震災を経験しまして、これまでの人々の考え方ですとか成長戦略とか、いろいろなものに修正が迫られているというこの現状において、この計画が出て行くということの重要性ということについて、きちんと確認をした上で計画をつくっていかう、これがまず第1点目でございます。

それから、2点目のポイントとしましては、東京都の男女平等参画の現状認識ということと関係すると思いますが、男女の性別役割分業意識を前提としました制度・仕組みが、様々な分野において男女の平等な参画を阻害しているという現状にあると思います。特に政策決定とか、働く場における女性の参画が不十分であるということと同時に、やはり男性の多様なライフスタイルというものが、十分社会として受けとめることができているかという部分も問題が多いのではないかと考えてございます。

震災などがありまして、地域社会あるいは家族というものが改めて見直されているわけですが、男性の様々な分野への参画、これも非常に重要な視点ではないかということで、計画に当たっての留意点として確認をいたしました。

それから3点目、私から申し上げたいことの3つ目、最後ですが、この計画の構成ということで、これまでの計画と多少違っている部分、以上の現状認識等を踏まえまして変更している部分がございます。

資料3の目次をご覧くださいと分かりやすいと思うのですが、現行計画は、この案でいいますと1章、4章、5章の部分の3つの章から構成されていますが、今回の案はさらに2章、3章を新たに起こしまして、この2つの重要性を指摘しております。第2章は、仕事と家庭・地域生活の調和、ワーク・ライフ・バランスなどを含めた問題でございますけれども、先ほど申しました男性を含めた男女の社会、それから家庭・地域への参画、この重要性ということで、これまで第1章の中で1つの節として入っていた、この問題について1つ章を起こしまして、重要性を指摘しているというところでございます。

特に、ここで介護の問題があるんですが、これからの5年間を考えたときに、介護は非常に

重要な問題になってくると思います。これまでの計画では、どちらかというと介護をされる側に対するサービスということが中心だったのですが、これからは介護の担い手となる人たちに対する支援、精神的な負担ですとか、仕事との両立問題なども非常に重要になってくるだろうということで、このあたりをかなり新たな問題として提起しているということでございます。

それから、第3章として、ひとり親、高齢者、若年層という特別な配慮を必要とする方たちへの支援ということでございますが、これは男女にかかわらず、いろいろな社会的な支援が必要なわけですが、特に男女という視点から、どういう支援が必要か。特にひとり親などは、母子家庭と父子家庭、問題のあらわれ方が違いますので、父子家庭に対する家事支援なども充実していく必要があるというようなことが、新たな重要な問題として章を起こして記述しているというところでございます。

以上3点が大きな中間のまとめ（案）の概要でございまして、部会の委員の皆様には大変熱心なご議論をいただいているのですが、まだまだ不十分な点もあるかと思いますので、本日のこの審議会でいろいろご意見を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○福原会長　ありがとうございます。

それでは、事務局から、その内容についてご説明をお願いいたします。

○事務局（吉村）　それでは、男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方についての中間のまとめ（案）でございます。資料3と資料4でご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料3をご用意いただけますでしょうか。

まず、2枚おめくりいただきまして、目次のページをご覧ください。

中間のまとめ（案）は2部構成になっております。「第1部 基本的考え方」では、都と国のこれまでの取組や、男女平等参画をめぐる現状認識を示した上で、めざすべき男女平等参画社会のあり方や、その実現に向けた施策の方向性、さらに数値目標についての考え方を示しております。「第2部 行動計画に盛り込むべき事項」は5章から成りまして、それぞれの事項ごとに「現状・課題」と、それを踏まえた「取組の方向性」を記載しております。巻末には参考資料を添付しております。

それでは、第1部の内容についてご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

「1 都・国の取組」では、行動計画に基づく都の施策の推進や、都民・事業者等と連携・協力した事業の実施などについて、また、国の動きとして昨年12月の第3次男女共同参画基

本計画の策定等について記述しております。

次に、「2 男女平等参画をめぐる現状認識」として、まず「(1) 社会経済環境の変化」では、高度成長期やバブル経済時代などを経て、近年の低成長時代において社会環境は大きく変化しており、税制など社会の諸制度について新たな枠組みが必要となっていることを記載しております。

1 ページの終わりからは、東日本大震災により防災分野における男女平等参画の重要性が明らかになってきたこと、東京においても家族や地域とのつながりの大切さが再認識されていること、また、電力不足への対応としても、働き方の見直しが求められていることなどを記述した上で、大震災を乗り越え社会全体の活力を取り戻すためにも、男女平等参画社会の理念に基づいた新たな社会の枠組みの構築が必要との認識を記載しております。

2 ページ中段の「(2) 女性の参画の状況」では、様々な分野における女性の参画が国際的に見ても遅れており、女性が十分に活躍できる環境が整っていないという現状を、また、「(3) 急速に進む少子・高齢化」では、合計特殊出生率は若干の回復基調にありますが、東京都では平成22年に1.12と全国最下位であること、高齢化もさらに進み、特に女性の高齢化率が23%超となっているなどの現状を示した上で、「(4) 男女平等参画と少子化」では、少子化は多くの先進国で共通の課題ですが、出生率が回復した国々の先例から、男女平等参画を進めることが少子化対策にも寄与するとの考え方を記述しております。

以上の現状認識を踏まえまして、「3 めざすべき男女平等参画社会のあり方」では、日本経済全体が低迷する中、急速に進行する少子・高齢化など変革の時代を迎え、さらに大震災の影響を受けて、人々のライフスタイルや価値観は大きく変化していること、しかし、このような時代であるからこそ、性別や年齢を問わず、個性と能力を発揮できる機会が確保され、人々が生きがいのある充実した生活を送ることができる社会を目指すことが必要との考え方を示しております。

次に4 ページ、「4 めざすべき男女平等参画社会の実現に向けて」をご覧ください。ここでは、都は、東京の特性を踏まえつつ、これからの時代に求められる施策の展開を積極的に推進していく必要があること、施策の推進に当たっては、都が民間団体とともに構成している「男女平等参画を進める会」や、その他の企業、市民団体等との連携が大切ですが、最も重要なのは一人一人の都民が行動していくこととしています。

また、今回の計画改定に当たり、中心的に進めるべき事項として4項目を挙げており、まず、「(1) 働く場における男女平等参画の促進」では、雇用の分野では管理職に占める女性割合

の低さや男女間の賃金格差など、いまだに男女平等参画が十分でないこと、また、パートタイム労働者など、正社員以外の労働者については、不安定な雇用や正社員との賃金格差等の問題がある一方、正社員にも長時間労働等の問題があり、ポジティブ・アクションの推進や、正社員と正社員以外という二極化した構造の改善が重要としています。

「（２）仕事と生活の調和の実現」では、男女がともに自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において仕事と子育てや介護、地域活動などが両立できる社会にするため、働き方の見直しを含む仕事と生活の調和を実現するための取組を一層推進すべきとしています。

「（３）特別な配慮を必要とする男女への支援」では、近年、不安定な就労環境に置かれている若年層への支援、ひとり親家庭への支援、高齢者の経験を生かした就労など社会参画への支援が大きな課題となっていること、これらの人々は、自分の個性と能力を十分に発揮できない状況に置かれており、男女間で課題が異なる場合も多いことから、男女平等参画の視点からの支援策が必要としております。

「（４）行政への役割と連携の重要性」では、都は、都民や事業者、区市町村と連携し、男女平等参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進することが必要であること、また、地域での活動の主体として、NPOなど市民団体等の果たす役割が多くなっており、今後も様々な取組において連携することが重要と記載しています。

次に、６ページ中段の「５ 行動計画の数値目標について」をご覧ください。ここでは、行動計画の実効性を担保するためには、具体的な数値目標を設定し、その達成状況を把握していくことが重要。数値目標の設定に際しては、どのような数値目標が男女平等参画社会の実現に資するかを詳細に検討の上で設定することが必要と記述しております。

続きまして、「第２部 行動計画に盛り込むべき事項」について説明いたします。時間の都合がございますので、各事項における「取組の方向性」について、資料４でご説明させていただきますので、恐れ入りますが資料４「中間のまとめ（案）（概要）」をお手元にご用意ください。１枚おめくりいただきまして、３ページ目をご覧ください。

「第１章 あらゆる分野への参画の促進」では、働く場や社会・地域活動における男女平等参画の促進について記載しております。

まず、「（１）働く場における男女平等参画の促進」の、「①均等な雇用機会の確保」では、職場における男女の均等な機会及び待遇の確保を徹底し、事実上生じている男女労働者間の格差の解消を図る。企業の経営侵略やCSRの視点も踏まえ、職務や個人の能力に基づく雇用管理を実現し、女性の能力が十分に発揮できるようにする取組を進める。

「②多様な働き方を推進するための雇用環境整備」では、ライフステージに応じた多様な働き方に対する男女のニーズを念頭に、希望する働き方を主体的に選択することが可能な社会の実現を目指すことが必要。そのため、国など関係機関との連携により、企業への啓発を推進し、多様な働き方に対する企業の意識を高めることなどを挙げております。

「③起業家・自営業者への支援」では、創業時に必要な資金の融資や創業環境の整備等を通じて、女性起業家の活躍を支援する。自営業や農林水産業に携わる女性の育児・介護等の負担の軽減を図るとともに、経営等への参画を促進する。

「④育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援」としては、意欲と能力を生かして仕事の場に復帰できるよう支援するとともに、再就職の機会の提供や再就職した後の職場環境の整備など、事業者等の取組や促進することを挙げております。

次に、「（２）社会・地域活動への参画促進」は、政治・行政分野への参画促進など３項目からなっています。

現在の計画では、地域・社会活動としてまとめて記載しておりますが、この中間のまとめ（案）では、それぞれ重要な分野であることから、政治・行政、地域・防災、教育という３分野に分けて記載をしております。

まず、「①政治・行政分野への参画促進」では、女性の参画拡大に向けて計画的な取組を進める。

「②地域・防災分野への参画促進」では、社会に多様な価値観・発想を取り入れるためにも、防災分野、これは復興も含めて、従来女性が少なかった様々な分野における女性の参画拡大に向けて、計画的な取組を進める。従来、男性が少なかった分野への男性の参画を促進する。

また、「③教育分野への参画促進」では、管理的地位における女性の参画拡大に向けて、計画的な取組を進めることを挙げております。

裏面、４ページをご覧ください。

「第２章 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」では、「（１）仕事と生活の調和の実現」など３項目からなっております。この２章は、先ほど部会長からのお話にもございましたとおり、現在の計画では第１章の一部として取り扱っているものを、独立した１章として記述しております。

まず、「（１）仕事と生活の調和の実現」では、仕事と家庭・地域生活との調和がとれた生活を実現するため、仕事と生活の調和に理解ある社会への転換を図る。仕事も生活も充実できるよう、過度な長時間労働の改善を含め、画一的でなく柔軟で多様な働き方が選択できるよう

に取組を促進することなど。

「（２）子育てに対する支援」では、多様なニーズに応じた保育サービスの向上を図るとともに、子供を持つ家庭が地域で安心して子育てができるような仕組みづくりを行うことなど。

また、「（３）介護に対する支援」では、多様なニーズに応じた介護サービスの充実を図り、男女がともに仕事と介護との両立が可能な社会の実現に向けて取り組むことを挙げております。

次の「第３章 特別な配慮を必要とする男女への支援」は、新しく章立てをした部分ですが、まず、「（１）ひとり親家庭の支援」では、ひとり親家庭の様々な問題について相談に応じられるよう、相談体制の整備を進めるとともに適切な支援を行う。就業が安定的に継続できるよう支援するとともに、就労継続に不可欠な保育サービス等の整備を進める。

「（２）高齢者への支援」では、高齢者を地域で見守る体制を整備し、地域ぐるみでの高齢者支援体制を充実させる。高齢者の知識と経験を生かせる就業機会への確保に向け、雇用就業に関する総合的なサービスを提供するとともに、企業への啓発を実施する。就業に限らない積極的な社会参加を促すため、高齢者のニーズを踏まえた支援策を周知する。

次に、「（３）若年層への支援」では、不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた仕事に関する相談体制の充実を図る。職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等による、安定した就業に向けた支援を行う。生徒・学生の段階から男女それぞれのニーズに即して、長期的視点に立った人生設計を行う機会を提供することを挙げております。

続いて、５ページをご覧ください。「第４章 人権が尊重される社会の形成」では、暴力の防止や健康支援のための取組などについて記載をしております。

まず、「（１）男女平等参画を阻害する暴力への取組」の「①性暴力・ストーカー等の防止」では、社会全体で性犯罪・ストーカー行為の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、被害の相談窓口を周知する。被害者が様々な支援を１カ所で受けられる体制の整備に向けて取り組むことなど。

「②セクシュアル・ハラスメントの防止」では、セクシュアル・ハラスメントが社会的に許されない行為であることを周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実など必要な対策を進めることなどを挙げております。

次に、「（２）生涯を通じた男女の健康支援」では、男女の生涯を通じて健康づくりを支援するため、医療関係機関等と連携し、性や年代に応じた健康支援を充実させる。こころの健康づくりについては、悩みやストレスに対する相談窓口を周知することなど。

また、「（３）男女平等参画とメディア」では、メディア事業者自身による暴力や性表現の

自粛等、自主的な取組を促すことなどを挙げております。

続いて、「第5章 男女平等参画を推進する社会づくり」は、「（１）教育・学習の充実」など3項目からなりますが、まず、最初の（１）では、学校では男女平等教育を教育課程に位置づけ、組織的・計画的に男女平等教育を推進する。誰もがライフスタイルに合わせて、目的と能力に応じた学習ができるようにするなど、多様なニーズに対応した学習の機会を提供することなどを挙げております。

次に、「（２）普及・広報の充実」の「①情報・交流の推進」では、ホームページの活用等により、様々な情報を幅広く提供する。

「②社会制度・慣行の見直し」では、男女で取り扱いの異なる社会制度や慣習・慣行について、男女平等の参画の視点から見直しを図る。

さらに、「（３）推進体制」では、男女平等参画を推進するための都の体制を整備することを挙げております。

大変簡単でございますが、説明は以上でございます。

○福原会長 ありがとうございました。

第1回の総会で皆さんお聞きのように、非常に多様なご意見の提起がありましたけど、それを全部のごとくのように盛り込んでいただいた内容になっておりまして、ご苦労さまでございました。

それでは、第1回の総会で、これも同じように皆様のご意見をいただいた配偶者暴力対策部の湯澤部会長、よろしくお願いいたします。

○湯澤部会長 配偶者暴力部会では、3回にわたって基本的な考え方について討議をしてまいりました。まず初めに、部会での検討に当たっての基本的な認識からご説明をさせていただきたいと思います。

配偶者暴力対策は、周知のように、2001年に法律が制定されてから10年が経過いたします。各自治体における対策の立案と施策の実行という第1ステージを経て、実施段階において浮上してきた様々な課題を抽出して、具体的な改善策を講じる第2ステージに進み、2004年、2007年に法改正が実施されております。法律制定時より積み残されてきた課題に加えて、政策の実行に伴い、より鮮明になってきた新たな課題も数多くあります。10年を経た現段階でのステージにおいて、より実効性のある基本方針を策定することが極めて重要なものであると認識しております。

時間も限られておりますので、主に部会での議論の中から3点ご報告させていただきます。

まず、第一点として、10年が経過したとはいえ、より一層の市民への啓発が必要であるということです。内閣府調査では、この3年間で配偶者暴力防止法の認知度が低下しているという結果も示されております。男性では4人に1人、女性では5人に1人が法律の存在も知らないという実態があり、法律の内容を知らない人も含めると、約88%が知らないという現状にございます。啓発活動は進められてきておりますが、提供量あるいは発信方法の一層の改善が必要です。

部会においては、例えば、若年層への相談窓口の周知方法などについては、従来のような資料配布といったような画一的な手法ではなく、たまり場のような安全基地をつくるなど、創意工夫が必要であるといった意見が出されております。また、小学校など早期からの学校教育における暴力防止教育の積極的な推進も重要です。この点では、カリキュラムに組み入れていくことが極めて重要ではないかという議論もなされました。また、看護師や医師などDV被害を発見できる現場に勤めることになる専門職の養成課程の教育においても、カリキュラムの中にDV防止教育を組み入れていくようなことで、実効性を発揮していくのではないかという意見も出されました。

2点目は、支援体制の構築という点についてでございます。支援体制といいましても、かなり広範囲なことが多くございますが、推進体制として東京都という行政機関の中に配偶者暴力対策の専門員を配置ができないかという意見が出されました。そのような専門員の配置によって、広範囲にわたる暴力対策について、積極的な推進を図っていただくということが可能かと思えます。また、ワンストップ支援のあり方、あるいはワンストップセンターが必要とされているという現況もありますので、どのように構築していけるか、検討をぜひ進めていただきたいという意見が出されております。

更に、相談体制についてでございますが、相談員への研修の充実ということによって、相談の質を向上させるということが必要なことはもとより、相談員の個人の資質のみに還元することのないよう、①相談員を支える相談体制の整備、②相談員の認定資格の確立を国へ要望していく、といった新たな検討も必要ではないかと議論されました。

また、都と区市町村との連携のあり方や、区市町村へのバックアップ体制、民間団体への支援のあり方も検討が必要であること、加えて、やはり子供自身に対する切れ目のない支援が重要なポイントになっていくという点も議論されました。

3点目は、保護命令制度についてです。これは自治体レベルを超える視点でございますが、この10年を経て必要性が際立ってきておりますのが緊急保護命令の創設や保護命令期間の

更なる延長といった課題です。これらのことについては、国に対する要望事項としてぜひ上げていただきたいということでございます。

最後になりますけれども、前計画の中になかった点として、やはり数値目標の設定をぜひ今計画において検討していただきたいということがございます。まだまだ深刻な暴力被害の実態があり、若年層から高齢者に至るまで広範囲な対応が必要とされている状況にありまして、施策の実効性を上げていくということにおいては、数値目標の設定は極めて重要な課題であると考えます。とりわけ、女性に対する暴力が「性差別の原因でもあり結果でもある」と指摘されておりますように、男女平等参画社会の形成の根幹ともいえる重要課題であることを認識し、数値目標を設定していくことが重要であると考えます。

また、計画のタイトルについてでございますが、幾つかの基礎自治体では、配偶者暴力対策ではなく、「配偶者等暴力対策」という表記にしております。現に東京都におきましても相談の場に持ち込まれてくる暴力が、配偶者に限定されない、元配偶者あるいは親密な関係にある若年層から高齢者に至るまで、あらゆるところで暴力が起こっており、それに対して実際に相談を受けているということがございます。

また、一方で計画の名称というものが、暴力というのは配偶者に限定されないものであるという啓発にもなるという点での意義もあると思います。それゆえ、配偶者「等」という言葉で計画の名称を変更できないかということも、ぜひ検討課題として上げていただきたいということが最後に挙げられた点でございます。

多方面にわたるご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○福原会長　ありがとうございました。

それでは、同じように事務局から、今の内容について概略をご説明いただきます。

○事務局（吉村）　それでは、中間のまとめ(案)につきまして、今度は資料5と6を使ってご説明差し上げますので、恐れ入りますが資料5をお手元にご用意いただきまして、2枚おめくりいただき目次をご覧ください。

こちらの中間のまとめ(案)も2部構成になっております。「第1部 基本的考え方」では、都と国のこれまでの取組や配偶者暴力をめぐる現状認識を示した上で、めざすべき配偶者暴力対策のあり方や、暴力のない社会の実現に向けた施策の方向性、数値目標についての考え方などを示しております。「第2部 基本計画に盛り込むべき事項」では、現基本計画に掲げている7つの基本目標に沿いまして、それぞれ「現状・課題」と、それを踏まえた「取組の方向性」を記載しております。巻末には参考資料を添付しております。

それでは、第1部の内容についてご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

まず、「1 都・国の取組」では、平成13年の配偶者暴力防止法の制定や、その後の二度の法改正と、都の対応として配偶者暴力対策基本計画の策定・改定や、基本計画に基づく施策の推進等について記述をしております。

「2 配偶者暴力をめぐる現状認識」では、配偶者暴力は外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく被害が深刻化しやすい特性があること、内閣府の調査によると、女性の3人に1人が配偶者から何らかの暴力を受けていること、同居する子供に直接の暴力がない場合でも、心理的外傷など深刻な影響を及ぼすことなどを記述しております。

2ページ中段の「3 めざすべき配偶者暴力対策のあり方」では、配偶者暴力対策を推進するためには、配偶者暴力の特性を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、状況に応じ、かつ被害者本人の意思を尊重した支援を行うことが必要であり、そのためには、様々な関係機関の緊密な連携と、暴力の未然防止に向け社会全体で取り組むことが必要と記載しております。

次に、3ページ中段の「4 暴力のない社会の実現に向けて」では、都の対策をさらに進めていくために、2つの視点を中心的に取り組むことが重要としており、1つ目として、相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化を、2つ目として、区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実を挙げております。

次に4ページ、「5 基本計画の推進目標について」では、基本計画の実効性を確保するためには、具体的な数値目標を設定し、その達成状況を把握しておくことが必要。数値目標の設定に際しては、どのような数値目標が配偶者暴力対策の推進に資するのかを、多角的に検討の上で設定することが必要と記載しております。

次の「6 基本計画の名称について」では、部会長からのご説明と重なりますが、昨年12月に改定された国の計画では、交際相手からの暴力への対応の充実が掲げられておりますが、都においても今後、若年層における交際相手からの暴力に向けた取組を一層進める必要があることなどから、計画の名称についても、配偶者に「等」を加えて「東京都配偶者等暴力対策基本計画」への変更を検討することが必要と結んでおります。

続きまして、「第2部 基本計画に盛り込むべき事項」について説明いたします。

こちらにつきましても、時間の都合で各事項における「取組の方向性」についてご説明させていただきますので、恐れ入ります、資料6をご用意いただけますでしょうか。1枚おめくり

いただきまして、資料6「中間のまとめ（案）（概要）」の2ページ目、中段をご覧ください。

まず、「1 暴力の未然防止と早期発見の推進」ですが、「（1）暴力防止教育と啓発の推進」では、様々な媒体を活用した幅広い普及啓発や企業等と連携した取組。若年層がよく利用する媒体を活用した、交際相手からの暴力に関する啓発の推進等。学校教育の中で、発達段階に合わせた暴力防止教育の積極的・継続的な推進など。

また、「（2）早期発見体制の充実」では、医療機関、保育所・学校等の教職員など、地域の関係者に対する研修など、被害者の早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組の充実。広報や対応マニュアルの作成など、医療関係者に対する様々な機会を利用した周知などを挙げております。

次に、「2 多様な相談相手の整備」ですが、まず、「（1）都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実」では、外部専門家によるスーパーバイズや、都の専門員配置などによる相談機能の充実など。

「（2）身近な地域での相談窓口の充実」では、区市町村や警察の相談窓口職員への研修の充実など、相談体制の強化。区市町村の支援センター機能整備への支援など、区市町村への支援の充実。

「（3）被害者の状況に応じた相談機能の充実」では、外国人被害者への通訳人材の活用や障害のある被害者等に対応する職員への研修の充実など、相談体制の充実などを挙げております。

次に、3ページの「3 安全な保護のための体制の整備」ですが、「（1）保護体制の整備」では、民間団体への一時保護委託や民間団体との連携も含めた保護体制の充実。児童に対する心理的ケアや適切な学習機会の提供など同伴児童への対応の強化。

「（2）安全の確保」では、保護命令制度やストーカー規制法等についての周知や被害者への情報提供など、被害者等の安全の確保に向けた適切な対応。警察及び学校・保育所等各関係機関との連携の強化。保護命令制度の拡充等について、必要に応じた国への法改正の働きかけを挙げております。

次に、「4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」ですが、「（1）総合的な自立支援の展開」では、都の支援センターにおける自立支援機能の充実。被害者が切れ目のない支援を受けるための、関係機関との連携の強化。庁内外の関係機関が連携し、被害者が様々な手続を1カ所で行えるワンストップでの支援やワンストップセンターの整備など、被害者の負担軽減に向けた取組の検討。

「（２）安全で安心できる生活支援」では、住民票の取り扱い等被害者の個人情報の管理の徹底。子供の安全な就学の確保に向けた学校等関係機関との連携の強化。法テラスや弁護士会等との連携による法的支援の充実など。

「（３）就労支援の充実」では、関係機関が連携した、被害者のニーズに合った支援策の提供。一時保護施設等退所者への身元保証制度など、就労に必要な情報の被害者への適切な提供など。

「（４）住宅確保のための支援の充実」では、一時保護施設等退所後の各施設の利用に関する被害者への適切な情報提供。都営住宅を活用した支援など。

「（５）子供のケア体制の充実」では、児童相談所や子供家庭支援センターなど、子供支援の中核的機関との連携の強化による子供への継続的なケアの提供。児童相談所やスクールカウンセラー等との連携などによる子供の心のケアの充実などを挙げております。

次に裏面の４ページ、「５ 関係機関・団体等の連携の推進」ですが、「（１）広域連携と地域連携ネットワークの強化」では、都と区市町村の役割分担に基づく各関係機関間の連携・ネットワーク化の促進と、都と区市町村との連携強化など。

「（２）民間団体との連携・協力の促進」では、民間団体の有する専門的能力の活用など、民間団体との連携の強化とその活動の支援を挙げております。

次に「６ 人材育成の推進と適切な苦情対応」ですが、「（１）人材の育成」では、研修内容の充実や研修対象者の拡大等による被害者支援人材の幅広い育成。相談員の資格認定制度の創設に係る国への働きかけなど、支援者の専門的能力の適正な評価に向けた取組。

「（２）二次被害の防止」では、研修の充実について。

また、「（３）苦情への適切かつ迅速な対応」では、支援機関における苦情処理手順の明確化や、苦情の内容や対応結果の公表などの取組の検討を挙げております。

「７ 調査研究の推進」では、まず、「（１）調査研究」において、配偶者暴力の被害や支援の実態把握・分析と必要な施策の検討。

また、「（２）加害者対策の検討」においては、加害者更生プログラムに係る国の調査研究の状況把握と、必要な法整備等の国への働きかけなどを挙げております。

大変簡単でございますが、以上でございます。

○福原会長 ご苦労さまでした。これも広範な内容をまとめていただいて、ありがとうございます。

それでは、今ご説明した内容について皆様のご意見を伺いたいわけですが、まず最初に、

「男女平等参画のための東京都行動計画改定に当たっての基本的考え方についての中間のまとめ（案）」の、2ページから7ページの第1部の基本的考え方というところについて、ご検討いただきます。

ここでは、主に行動計画改定に当たっての基本的考え方について、現状認識とともに記載しているわけですか、記載が足りないという視点がありました場合、また記載内容等についてのご意見があればお願いいたします。

前回と同じですが、発言時間はできるだけ多くの方々にご発言の機会を提供するために、一人の発言時間は3分ということにさせていただきます。3分経ちますとメモをお持ちしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、これも前回と同じですが、時間が足りなくて言い尽くせなかったとか、あるいは、後でまた意見が出てきたとかそういうときには、いつでも結構ですから事務局に文書でご提供いただければ、取りまとめて委員全員にお送りすることにいたしまして、今後の答申案の作成に生かしていきたいと考えています。皆様の貴重なお時間を使つての審議会でありますので、どうぞご協力をいただくようお願いいたします。

それでは、第1部の基本的考え方について、ご意見がある方はどうぞお願いいたします。

どうぞ、岡部委員。

○岡部委員 東京商工会議所の岡部でございます。

男女平等参画の資料4につきまして、3つほど意見を申し上げたいと思います。

2ページ目の5の行動計画の数値目標について申し上げたいと思いますが、今後5年間こういう計画の達成状況をPDCA、いわゆるPlan・Do・Check・Actionでチェックされることは大賛成でございます。その場合、当然これは東京都全体としての目標なのかなと理解しております。

各事業所は、そういう行動計画に対しまして、それぞれ労使が協調いたしまして、職場でそのような雇用環境をつくるように努力すべきかと、そのような努力目標なのかなと理解いたしました。この数値目標というのはですね。

また、今後、検討を進めていただくということでございますので、中小企業の状況は、前回も申し上げましたとおり、業種あるいは規模によりまして多様でございます。就労形態も多様でございますので、ぜひその検討を、様々な情報も把握されて検討していただければと思います。その上での的確な数値目標を設定していただければと思います。

それから、同時に各事業所におきましては、そのような数値目標を達成するために、ある意

味で先進的に取り組んでおられる事業所、そういうものを広く紹介していただくべきではないかと。そういうものを参考に、多くの他の事業所の労使がまた取り組むであろうと考えます。これが1点でございます。

それから、2点目は、4ページの第3章の「(3) 若年層への支援」でございますが、ここに書かれておることはもっともなことでございます。ぜひ、国が現在推進しておりますジョブカード制度、これにつきましても連携を図っていただいてはどうかと思っております。

職務履歴を若い方が積極的につくりまして、中小企業などに就職するときに活用していただくものでございまして、それを活用して企業内訓練もできるようになっております。これは一種のインターンシップのようなものでございますが、企業内訓練を6カ月ぐらい受けて、非常に優秀な方であれば、なかなか正社員につけなかった方でも正社員の道が開けるというものでございます。ぜひ連携をお願いしたいと思います。

それから、最後に、第2章、「(2) 子育てに対する支援」。保育サービスの向上を図っていただきたいと思います。東京都は先進的に認証保育制度を推進されておまして、これを今後ともさらに拡大・強化していただければ、いわゆるM字カーブの是正にも大いに貢献するものではないかと思っております。

その3点でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○福原会長 ありがとうございます。

今、3つの疑問点とある視点を提供されたわけですが、いずれも全くおっしゃるとおりなので、最後の第3回の総会のおきまでには、全部何らかの形で盛り込むことが必要だと思います。

特にあらゆる企業のものを一律目標で押さえるということは、それはもっと難しいこと、あるいは意味のないことであると思いますし、それから努力目標がどうかということについては、企業ごとに提示する一つのメルクマールといいますか、こういう数値が望ましいから皆さん協力して頑張っていきましょうということの目標であって、これを達成しないからどうのということでは全然ないと思います。

それで、先ほどPDCAという話がありましたが、その中間で、なぜある目標が達成困難であるのか、あるいはなぜ中間でうまく達成しているのか、そういうこともよく検討をしながら5カ年間を送るようになると思いますので、どうぞご了承ください。

事務局から何かありますか、追加で。

○事務局（菊地） 結構でございます。

○福原会長 じゃ次の方、お願いします。

どうぞ、依田委員。

○依田委員 私は、商店街連合会の女性部長の依田でございます。

これ、今日ずっと見させていただきましたが、私どもの立場といいますか、そういったものが盛り込まれているところはありません。ちょっとこの「社会制度・慣行の見直し」と書いてございますよね。私たち商店街の女性部というのは、イベント・事業等の予算というものは一切いただけないんですね。それでも、高齢者のためのボランティアなどをいろいろやっております。イベントをやっても、そのときの予算というものが全然組まれない。区から商店街連合会へ補助金がまいりまして、それを使わせていただくんですが、女性部には一切その権利もなければ決定権もないんですね。

どうしてかと申しますと、女性の役員を入れていただけないということで、決定権がないんです。それで、いつも私はプレゼンをして、今までいろいろなところから補助金をもらってききましたが、だんだんプレゼンをしても同じイベントではもらえなくなりました。今年もまた5年目で「シニアの皆さんが変える元気で明るい『いたばし』」という高齢者のためのイベントを行いました。ぜひ、そういう区や何かから補助金を出すときに、女性部にもいただきたいと思います。このイベントは全国にすごく好評をいただいています、お客様も年々増えて大変喜んでもらいまして、区長さんからも、ぜひこれはやってくださいって言われているんですが、予算がない。大変おかしなことで、商店街というところは、女性が上に出て行けば出て行くほど足を引っ張られるという、皆様には余りわからない世界だと思うんですが、ぜひこの男女での取り扱いの異なる社会制度や慣行の見直しについて理解が進むよう取組を充実していただかないと、これから街がなくなります。

東京都内の女性部でも、皆さん、商店街でいろいろなボランティアで働いているわけですが、今、売り出しとか全部ほとんど女性の肩にかかっております。しかしながら、そういうふうにならば何の権利もなく予算もない、そういう決定権もないところでやっていると、だんだん各区の女性部も皆さん集まらなくなってきた、そういう意欲がなくなってしまうんですね。ですから、それは大変怖いことで、今、商店街がみんなだめになってきています。

それで、私は何とかそういうふうなことが起こらないように、一生懸命今やっておりますが、今、板橋では女性部がすごく一生懸命頑張っておりますが、そういう予算としてはお金がない。どうぞ何とか私たちのこういう考えも、これからのまちづくりのために盛り込んでいただきたい。また、日本の経済の担い手でもあります、半分は。ですから、ぜひそういうところに盛り込んでいただきたいと思います。私が出てきた意義もなくなりますので、どうぞよろしくお願い

いいいたします。

○福原会長　ありがとうございます。依田委員にこのメンバーに加わっていただいたのは、そういうこともあると思っています。

もともと商店街というのは、そういうふうに片づけるのはどうかと思いますが、お客様も女の人が多くて、働いている方も女の人が多いのに、なぜそういうことが起こるかということもあるわけですが、このような報告書で盛り込むことはできるんですが、盛り込んでもどのような結果になるか分からないところもありますので、何か報告書にこのことを入れることも大事ですが、そのほかに何か別なことを考えていかなきゃいけないかのように思っています。どうぞよろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、とりあえず重要な意見を今、お二人にいただいたわけですが、次の第2部、行動計画に盛り込むべき事項の検討をしていただきたいと思います。

先ほど、事務局から説明がありましたように、第1部の基本的考え方を踏まえて現行動計画に盛り込むべき事項を、第1章の「あらゆる分野への参画の促進」から、第5章、「男女平等参画を推進する社会づくり」まで、各章ごとに「現状・課題」と「取組の方向性」を示したわけであります。

これも先ほど申し上げたように、第1回総会で非常にたくさんの意見が提起されていますので、それを武石部会長の手元でかなり網羅的に入れてあるように思われるわけですが、記述の方法ですとか、あるいは、さらにこういうことがあればというようなことがありますれば、どの部分からでも結構でございますから、皆様のご意見をちょうだいしたいと思います。

何かございますでしょうか。どうぞ、西本委員。

○西本委員　弁護士の西本です。

非常に充実した内容でまとめていただいたという印象です。若干、これはとらえ方というのですか、ちょっと細かくなって恐縮なんですけど、まず最初に、少し疑問に思ったところがございます、「多様な働き方を推進するための雇用環境整備」というところで、ここに短時間正社員とか勤務地限定正社員等を含めた多様な柔軟な働き方を選択できるような企業の取組を促進することが必要であると書かれておりまして、その前提として、12ページのところですが、一番下の「○」のところ、ここで「勤務地限定正社員等の多様な正社員は」ということで、この勤務地限定正社員ということを是とした表現の仕方というのは、私自身、ちょっと違和感を覚えるところがございます。

具体的にどうということかといいますと、よく昔から企業では勤務地限定、あるいは一般職・総合職とか、転勤するしないというのを一つのはかりにかけて、それを給与、人事制度の違い、それが結局は賃金の違いに影響してくるわけですが、そういう制度が多く取り入れられてきました。実態としては、本当に転勤が必要な企業もあるんですけど、転勤をするかしないか。企業としては、例えば長時間労働をするかしないか。これはある意味、ここでは責任とか拘束度と表現されていますが、企業への忠誠をあらわす、ある意味踏み絵になっているという認識です、私としてはですね。

勤務地限定かどうかと言われると、転勤したくないという人が多いのは当然なんですけど、その転勤を前提とするかしないかで、そもそも人事制度が分けられる。同じ仕事をしていても転勤する可能性があるか、あるいは転勤する可能性がないかによって賃金制度が違うという、そういうこと自体が、今の格差を生んでいる、障害になっている、問題になっているという認識なんです。

ですから、そういうことを踏まえると、これを既存のそういうことをやってきたことをある意味肯定するような、勤務地限定制度という表現の仕方については、ちょっと違和感を覚えるというところがございます。

一番、今の問題は、やっぱり長時間労働とか転勤とか、そういういったことをどういうふうに……同じ仕事についていて、転勤する人については特別な手当を与えればいいだけの話だと思うんですが、同じ仕事をしていても転勤の可能性がないで制度が分けられているということが問題だと思います。

それから、これも余り言うとうろかなという気もしたんですが、あえて言わせてもらいますが、55ページのところ、第5章の「男女平等参画を推進する社会づくり」のところで、「現状・課題」の「○」の上から4つ目のところで、「学校教育においては、児童・生徒が男女の互いの違いを認めつつ、固定的役割分担意識にとらわれずに、その個性と能力を伸ばすことができるよう」と記載されていますが、この「男女の互いの違いを認めつつ」というところがどういう趣旨なのかというのが、いまひとつ分かりづらいかなと。

これは、生物学的な意味合いの男女の互いの違いということであれば分からもないんですが、一種、性的マイノリティとか、いわゆる性同一性障害と言われる生徒もいるという現状を考えると、この辺がどういう趣旨で書かれているのかというのが、意味合いとしては分かりづらいので、むしろ、児童・生徒が男女にかかわりなく、それぞれの個性・価値観、そういったものを認めつつというような表現のほうが適正なのではないかと考えました。

時間がないので、以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

法律家としてのご意見があるわけですが、これはまだ部会を継続しますので、武石部会長のほうで引き取っていただいて、どのような表現が適当かについてご相談していきたいと思います。

もし、ほかにあるんでしたら、この場ではまた長くなってしまうので、どうぞペーパーでお願いします。そうすれば、必ず今後の検討に含めることにいたします。よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○和栗委員 東京経営者協会の和栗でございます。

ただいま、西本委員から出た発言について、企業の立場で少しお話ししたいと思います。

正規あるいは正規以外の雇用については、企業にとっても大変大きな課題になっております。今後、企業経営の中で正社員、いわゆるフルタイムの正社員中心で雇用管理をしていくということは、大変困難であるという認識を持っております。ですから、今後は雇用の多様化、いわゆるダイバーシティということにどのように取り組んでいくか、企業現場では真剣に考え、取り組んでいるわけでございます。

確かに、正規社員以外の処遇が、正社員の処遇に比べて平均では低くなっているというのは事実だと思います。しかしながら、企業経営全体を考えた場合、お客様のニーズに提供する物の品質そして価格ということがきちっと応えられなければ、事業の継続は難しいというのが現実でございます。グローバルな経済が急速に展開しているのはご存じのとおりだと思います。我々の身近においても、メイド・イン・アジアの品々が氾濫しているといっても過言ではないかと思えます。こうした中で、新興国との競争に勝ち残って、さらに国内における雇用を拡大していくためには、もちろん価格以外の技術力やデザイン力の差別価値はありますが、やはり価格の要素は大きく、経費全体における総人件費の観点から人事処遇を考えていかなければならないと考えております。

その際、重要なのは働き方に対応した公正な処遇かと思えます。多様化する雇用の中で、それぞれが役割に応じて働き、従業員全体で力を発揮する、共同して力を発揮するということに企業経営は腐心をしているわけです。今後とも女性の活用、あるいは高齢者の活用、こういったダイバーシティの問題については、企業としても一層真剣に取り組んでまいりたいと考えている次第です。

以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

今のことも含めて、部会長のほうで受けてください。

荒木委員、お願いします。

○荒木委員 今回のこの書面に労労格差といいましょうか、それがしっかり盛り込まれたのは、大変よいことだと思っております。ワーク・ライフ・バランス推進は、とても進んできたとは思いますが、一方で、正社員が、例えば妊娠出産あるいは育児で長期休業できたり、5時間労働など短時間勤務が確保されているのに対し、臨時雇用とその宛がい扶持のように派遣社員が短期間雇用されるなどの状況があります。中には、自分も妊娠したいのに、妊娠した正社員のために短期労働に我慢している派遣労働者もたくさんおいでになられて、むしろワーク・ライフ・バランスの推進がある種の労労格差を生んでいるような印象を受けることがなくありません。

ですので、今回、今おっしゃられたように、労労格差をなるべくなくす。正社員に、ある意味で過剰な保護が与えられていないのかということも含めて、なるべく平等な雇用が創出されることを願っております。

もう一つは、健康面ですけれども、今回の答申に性教育を含めて、かなり明確に記載されたことは大変喜ばしいと思いました。そして、先ほどの配偶者暴力の問題ですけれども、実は、地域でいくら配偶者暴力をやっても、働いている男性がそうした情報に触れることは余りないのではないかなと思います。なので、働くというところにセクシュアル・ハラスメントは当然入ってくるのですけれども、ほかの今のパワハラの問題を含めて、暴力ということに対してすべてのチャンスを生かして教育していくということが大事だと思います。私は産業医をやっておりますけれども、今、改めてドメスティック・バイオレンス的なことを企業の中で講演したことはなかったなということに思い至りまして、被害者も大事なんですけれども、加害者教育も重要ですので、地域のみならず働く場所も含めて暴力の防止という文言を入れてもよろしいのではないかと思います。

もう一つは、家庭と仕事どちらを大事にしますかということを知っている設問があったのですが、私は両方重要に決まっていると思っていまして、理想は家庭を大事にしたいのに現実には仕事に時間をとられ、乖離を来しているという表現があったのですが、それは少し違うのではないかと思います。

仕事というのは個人のニーズに見合う多様性も大事ですけれども、社会が必要としているニーズに見合うことも大事であると思っていまして、先ほど、働く地域のことがありましたけど、医

師として、自分はいきたくなくても僻地にニーズがあれば行かなくてはいけない場合もあるわけですから、個人のニーズ及び社会のニーズに応じたという、社会が仕事を必要としているという見方も同時に盛り込むべきではないかと思いました。

以上でございます。

○福原会長 今の荒木委員のおっしゃったことは、3つとも全くもっともだと思っています。これをどのような形で盛り込むかということについて、ご検討いただくようにいたします。

では、高橋委員。

○高橋（重）委員 先ほど、西本委員ならびに和栗委員からも意見がありましたが、それに関連し短時間正社員の話とか、あるいはその後のフルタイム雇用の限界という問題について、関連してお話ししたいと思います。

まず、第1部の最初のところにもありますように、従来の枠組みではもはや対応できずに、新たな枠組みを構築する必要があるというのが、今回の議論の大前提になっていると思うんですね。そこをスタート地点として、この短時間正社員等の問題について見ると、もはやフルタイム雇用はもう限界に来ている。これはもう誰も、大方の経営者の方々は認識しているところですね。

そうした状況にあって、フルタイム雇用できないと、ではパートでいいのかというと、年金・医療のセーフティネットが十分ではないという、いわば対応するものがきちっと整備されない中で、パートタイム就労であるとか、いわばダイバーシティの名のもとにフルタイム雇用が切られていくという、これは問題だと思います。そこで、例えば東京都に求める取組として、そうした短時間正社員のような仕組みに、都がどのような手を差し伸べられるかという考え方を書き込むことが、この行動計画の中で必要なのではないだろうかと思います。

例えば、14ページの上の「都に求める取組」というところがありますし、それから「都民・事業者に求められる行動」というところがありますが、それぞれの項目について、この2つがペアになって書かれていますが、どちらかというと、進めることが必要ですとか重要ですよとかというところまでの記述で止まっていると。ですから、もう一歩先の部分ですね、積極的に、例えば職業流動性を高めるような支援を東京都は取りますというような、そういうしっかりした記述でもって「都に求める取組」のところを書き込むような方向性が望ましいのではないかと感じました。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。全くそのとおりだと思いますので、これも書き方です

よね。もちろん書き方の前に考え方があるわけですが、あらゆることを都にお願いして実現するというのも難しいと思う……どうぞ。

○武石部会長 幾つかご意見をいただいています、勤務地限定等については、先ほど西本先生などからもご意見いただきましたし、和栗委員からのご意見も踏まえて直したいと思うんですが、この「都に求める取組」というのは、最終的な計画になるとときには、東京都がどの部局はどんなことをやりますというのを書いていくところで、この審議会として、都にはこういうことを考えてくださいというようなリクエストをする部分になっております。ですから、必要ですとか、重要ですという言い方になっているということを、1点ご理解いただきたいということでございます。

「都民・事業者」に関しましても、この関係する団体において、事業者団体さんですとか労働組合さんとかそういうところがこれを受けて、じゃ自分はどうしたらいいかということを考えていただくということになりますので、この審議会としては、あくまでもそういうことへの考え方の視点を提供するということになるかと思います。

もう1点、先ほど西本委員から後半のご質問で、教育のところの男女の違いということがあったんですが、それは部会でも議論をしたんですが、71ページをご覧くださいますと、東京都の男女平等参画基本条例というのがございまして、この最初のところに、「男性と女性は、人として平等の存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重し」というこの言葉がございまして、これを今回もこの中間のまとめ（案）の中でもこの文言を使ったということでございます。

もし事務局のほうから何か補足があれば、お願いいたします。

○福原会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますでしょうか。どうぞ、大津委員。

○大津委員 都議会の大津です。

今年の大震災を受けまして、本当に避難所や仮設住宅はもとより、防災計画の段階から復興委員会に関しましても、男女平等の視点が非常に足りなかったということが挙げられております。防災分野への参画促進の考え方が入ったところで、その取組の方向性としましては、具体的に委員会等は女性ゼロを撲滅、もしくは具体的な数値をこの5年間に向けて入れ込んでいくことを提案いたします。

実は、先月、手前どもの男女共同参画委員会で陸前高田市の田んぼの草刈りもしながら、岩手県の男女共同参画センターと盛岡女性センターの両センター長からヒアリングをさせていた

できました。その中で、岩手県知事が招集する委員会であります岩手県東日本大震災津波復興委員会を、これは復興に向けた提言や決定をする場ですが、早速4月11日に立ち上げたときに、男性が全員で16名でした。したがって、男女共同参画の視点から女性も入れてほしいということで2名の女性、栄養士会と地域婦人団体協議会からの女性2名を入れて、4月26日からは18名構成で運営をされるようになりました。戦争と一緒に、被災時は男女の格差が逆に進んだという現象が様々起きました。

2つ目は、6月から今日に至るまで、沿岸部のパチンコ店は今まで閑古鳥が泣いていた、そのパチンコ店が今は活況を呈している。世帯主に振り込みもしくは手渡しで、善意である義援金や税金を支援として差し上げて、それをパチンコ店ですってしまうのならば、男女共同参画の視点から妻にも分配をしてもらえないかという具体的な要望も上がってきています。

3つ目は、経済的自立という点で、男性は瓦れき撤去の仕事、女性は避難所のたき出しといひますか食事の仕事。瓦れき撤去の仕事は有給、お金が出ましたが、食事の支度の仕事に当たった女性のほうは、日本特有の文化といひますか無給、お金は出なかったということで、経済的にも若干差がついてきたということが挙げられています。

被災時になると、女性・子供の健康と命は戦争と一緒に、二の次三の次になりがちです。したがって、防災計画には東京都もそうですが、女性の視点が欠落していましたので、防災計画は委員会の段階から、復旧はもとより復興委員会もちろん、平常時のこうした審議会や様々な委員会ももちろんのこと、女性ゼロをまず撲滅、もしくは具体的な人数・比率をこの中間のまとめも受けて、大いに検討して入れ込んでいっていただきたいと思います。5年後にまた同じ議論をここでしないよう、ぜひ会長を先頭として、今年の審議会だからこそお願いをしたいと思ひます。

○福原会長　ありがとうございます。

5年遡って前回の行動計画は大変よくできていたと思うのですが、実際の問題としておっしゃるように、数値的に捉えるとすると、特に著しい進歩が見られない。それはなぜか。今回はそこところを、新しい数値目標みたいなものを、何が重要かということをも先考えながら決定するということも考えて、これを作っているわけですので、どうぞご了承ください。

そして、今、被災地の状況から新しい形で男女格差というものが見えてくるというお話がありました、そのおっしゃるような危機への対応計画も含めて、女性の力をもっと加えていくということが必要であると認識しておりますので、これはまた全体の文脈の中でどのように表現するかは別として、ぜひ含めていきたいと思ひております。

どうぞ、湯澤さん。

○湯澤部会長 多方面からの分析を加えていただきながらまとめていただき、感謝申し上げます。全体として「取組の方向性」の記述のあり方で少し気になった点がございます。前半の分析の部分が、「取組」の部分では一般的な方向性になっているように思えました。ジェンダー統計とか、ジェンダーの視点からの分析がなされているものについて、たとえば、介護の分野ではいまだ女性に偏りが大きい問題ですとか、高齢者の支援において高齢単身女性の貧困化が厳しい状況、あるいは、育児休業取得率では男性が1.49%という極めて格差が大きい状況にあります。そのような現状を踏まえたところで「取組の方向性」も出していけないと、実効性のある改革になっていかないのではないかと懸念したところが1点でございます。

2点目としては、男女平等参画を推進する社会づくりの点でございますが、社会意識として根幹にあり、まだまだ乗り越えられていない「性別役割分業意識」をどのように解消していくか、その課題がとても大きくございます。日ごろ、大学生と接していても、性別役割分業意識がかなり浸透していることも感じますので、一つの柱として必要ではないかと考えます。

3点目として、ひとり親家庭の支援について大きな課題として取り上げていただきまして、感謝申し上げます。ご承知のとおり、日本のひとり親家庭は、OECD加盟国の中で貧困率がトップという状態になっておりまして、貧困の再生産、世代間連鎖が起きているのではないかと危惧されます。結果として、若年層の生活困難に結びついていくという悪循環があることを考えたときに、貧困の再生産、世代間連鎖をどう断ち切れるのかという観点からも、施策のあり方を打ち出せないかということを考えております。高校・大学進学率においても格差がまだまだございますので、このあたりの根本的な解決が必要ではないかと考えております。

それから、4点目として、3ページ、1部の「目指すべき男女平等参画社会のあり方」のところでは、考え方として「『自立した個人』が、自分の力で仕事と家庭・個人の生活との調和を図るために努力すること」が求められるという記述があります。多様な生活のあり様の中で、個人の努力が既に限界を超えている、そしてワーク・ライフ・バランスというけれども、ワークすらない社会的排除といったような状態がある、あるいは一方でトリプルワークといった就業をしても収入は200万円以下という現状もあります。そのような実態がある中で、まず個人の生活基盤をどう支えていくのか、社会的な格差の広がりにより生活が厳しい層に対する生活基盤を支える社会的対応の充実があつてこそ個人の努力というものも可能となると考えられますので、そこのあたりに少し配慮された文章があるとよいかと考えました。

以上です。

○福原会長 ありがとうございます。

今おっしゃるようなことは、次の計画に盛り込むことができていると思っています。その表現等については、またご相談したいと思っています。

皆さんご熱心で時間が少し遅れていますが、次の「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」の中間まとめ（案）の、1ページから4ページの第1部、同じように基本的考え方の部分から、皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。

何かございますでしょうか。

古賀委員。

○古賀委員 配偶者暴力の点について。先ほど、ご報告をお聞きいたしまして、最後に触れられました基本計画の名称のことですが、今回、若年層における交際相手云々ということで、それから都に実際、配偶者暴力についての様々相談が寄せられているということから、「東京都配偶者等暴力対策基本計画」に名称を改めるべきだという、検討を要するというご意見が出たということですが、私が今法律を読みましても、いわゆる事実婚、同棲をしている人、それから離婚をし法的には婚姻関係にはない人たちの暴力等についても配偶者間の暴力ということで、それも配偶者暴力の定義に含めているわけですね。

ですから、あえて「等」という文言を入れる必要はないのではないかと思います。若年層から何かあるということが、私にはこの文章の意味が読み取れないのですけれども、若い人たちに何か特有の現象があるということが一つの大きな柱、理由になっているようでも、その点の背景や具体的な事例というものは全く分からないということですね。

ただ、想像できるのは、先ほど少し出ましたけれども、いわゆる性的マイノリティという言葉が最近使われますけれども、同性間のおつき合いをしている、お互い同士の中で何か暴力があるという、そういう事例が背景にあって、そのことをおっしゃりたいのではないかと。これはあくまで推測なんですけれども。あくまで配偶者間というのは、男女の間における問題を取り扱うということが大原則であって、例外的なものを一般化させて定義にしようというところに、この提起の問題点があるような気がいたします。私は、従来どおりの「配偶者暴力対策基本計画」でいいと思います。

以上です。

○福原会長 湯澤部会長、何かございますか？

○湯澤部会長 いわゆるデートDVと言われているような若年層、これは高校生、中学生にまで広がっているのですが、かなり深刻な暴力被害状況、加害状況がございます。しかし、な

なかなか相談に結びつかない、大人以上に相談に結びつかなくて深刻化している状況です。このような被害の実態に早い時期から支援の手を差し伸べていくことが必要ではないかということで、配偶者暴力について大学生にも説明しております。実際には、相談の窓口では若い方の相談も受けてくださってはいるのですが、若者の当事者はかなりDVを自分からは遠いものとして認識してしまうということがございます。

また、夫婦間の暴力がいろいろな影響を与えるものですから、子供が親御さんに暴力を振るうというようなことですか、家族の中で暴力が絡まった厳しい状況もございます。そういう意味で、実質的な被害をなくしていくという観点で、このようなことが必要ではないかと考えた次第です。

○福原会長 私の理解では、同性間のことまで及ぶことではないので、法律では配偶者暴力防止法なんですけど、実は社会的に見ると、法律を超えた部分でもいろいろな現象が起こっているということに対して、この「等」を使いたかったということだと思っています。

ですから、今、古賀委員のおっしゃったような誤解を生じることがあるとすれば、その誤解を生じないような、拡張解釈をしないような文章に改める、あるいは実際に起きている現象をもう少し具体的に書くか、どちらかにするべきだと思っています。

野上委員、どうぞ。

○野上（純）委員 女性の1割強が10歳から20歳代に交際相手から何らかの暴力を受けていると、その4割近くは誰にも相談できないということで、先ほど言われましたけれど、デートDV、結構これ身近にすごく相談件数が多いんです。

例えば、女性の持っている携帯電話を勝手にチェックするわけですね。それがつき合っている間は、その女性は自分のことを相手が愛しているから、自分のことを知りたいから、そういうふうになっているんだと勘違いをしちゃうんです。でも、だんだんだんだんそれが、自分の言うことを聞かせられない、束縛をするということで、暴力に発展していくという、そういう若い世代のデートDVの相談がかなり多いわけなんです。

だから、私は配偶者等の「等」を入れるということには、大変賛成だったわけです。そのことを申し上げようと思っていたんですね。

あと、性的マイノリティというのは、同性間ではなくて性同一性障害というか、持って生まれた性と自分の内面の性が不一致という方たちがいらっしゃるんで、そういった方も含めて考えていいんじゃないかと思うんですね。

○福原会長 では、野上委員の話聞いた後で、古賀委員。

○古賀委員 先ほどの報告の中にありましたように、この配偶者暴力に関する計画、それから相談の仕組み、法律も含めて、十分周知されていないということでございましたけれども、ほとんどの人は知らないということで、9割近くの方がですね。知らないということは、必要性がないという方が多い。つまり、平穏無事に幸せに生活している方が圧倒的に多い、極めて健全な日本の社会がそういう状態を維持しているという解釈も成り立つわけで、今、特定の被害者の人たちを見捨てていいということ、見殺しにしていっていいということは全く思いませんけれども、それは救済していかなきゃいけないわけですから。

最近、テレビによく出る、男性だか女性だかよく分からない人たちが、かなり人気者として登場しているわけですね。そういう人たちも、やはり好きになる人、愛する人というのはできるでしょう。そういう交際や生活の中で、様々な問題を生じる可能性もある。そういったことまで含めての予防的な名称の選択をここでされるということかなという気がしたものですから、私はそうお聞きしたわけです。

現に、若年層のデートDVということを今強調されたんですが、交際相手を選ぶというのは、男女とも自分の人生を左右する大切な一つの選択なんですね。昔、私たちが小学生のころ、「男はみんな狼よ」という歌がありました。おつき合いをするときには非常に慎重に相手を選びなさいという、これは大変流行した歌ですけども、やはりそれなりの知恵がお父さんやお母さんから子供へ伝えられていた。

ですから、人生の危機管理といいますか、今、社会的な問題になっているわけですけども、自らの人生に何か不幸な時代を生じさせるようなことにはできるだけならないような工夫や、自らの価値観の確立というものが必要なわけですので、私は今回、配偶者間の暴力ということで、若年であろうと年齢制限はしていないわけですので、男女間で事実婚であろうと同棲状態であろうと、法的に婚姻関係が解消された後でも、そのような問題が生じたときには、法律や計画は対応できるという仕組みにもなっているわけですから、あえて誤解を生じさせるような「等」という文言を入れて、この基本計画を定めることには慎重であるべきだと思います。

○福原会長 この件は、湯澤部会長に引き取っていただいて、まだ十分時間がありますからよく考えましょう。

荒木委員、どうぞ。

○荒木委員 配偶者に限ったという経緯は、私、余り十分に理解してないのですけれども、性暴力というのは、配偶者に限定されず、今のデートDVもありますし、あるいは家庭の中で親から子へという性暴力もありますし、ポルノの撮影の現場で、ポルノの女優さんたちが周りの

男性から非常な性暴力を受けるという場面もあります。非常に暗い話題なので、なかなか取り上げにくいのですけれども、性暴力の実態は非常に厳しい状態で、私も女性外来をやったときに、初めてこんなに深く広く蔓延しているのかと思ってびっくりしたような状況がございました。

ですので、今回、法律に基づいたものを取り上げるとのことでしたら、配偶者等、「等」を入れたほうがもちろんよろしいと思うのですけれども、もっと実は広いので、性暴力に関してはもっと対象を広げるべきではないかと思います。

○福原会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、今、第1部のことで「等」の問題をめぐっていろいろご意見があったわけですが、第2部の基本計画に盛り込むべき事項の検討に入りたいと思います。第1部の基本的考え方を踏まえて、現基本計画に盛り込むべき事項を、1の「暴力の未然防止と早期発見の推進」から、7の「調査研究の推進」まで、それぞれに「現状・課題」と「取組の方向性」を示した部分でありまして、もう既にご議論は白熱して内容に入ってしまったところもありますが、この具体的な部分について何かご意見があれば、ぜひ伺っておきたいと思います。いかがでしょうか。

もうほとんど済んでいるということですか。この辺の、今提起されたようなことをもう一度皆さんで慎重に考えていただくことが必要だと思いますが、記述のほうにはさして問題はないということになりましょうか。

ありがとうございます。それでは……はい、どうぞ、西本さん。

○西本委員 もう余談というか補足なんですが、一つ現場の実態、特に民間で苦勞されている方、そういう方の話を聞くと、現場は相当悲惨な状況だという。

私は弁護士ということで、弁護士のほうに相談に来る人たち、これも限られているわけです。統計の調査になりますが、要するにDV被害を受けて、じゃ弁護士に相談に行こうかなんていう人はかなり限られています。そういう直前の状態で、法テラスというのが今ありますが、法テラスに扶助の制度があるということを知っていらっしゃる、要するに一定の資力要件以下であれば援助していただいて法律相談を受けられると、そういうことも弁護士会、法テラスの告知のし方が悪いのか、そういったことも知らない方がたくさんいる。ほとんどの方が泣き寝入りしていて、表に出てきていない方がたくさんいらっしゃる。こういう現状を皆さん理解していただきたいなということを、一言言わせていただきたい。それを前提に今回はつくっており

ます。

○福原会長 ご意見ありがとうございます。

今日いただいたご意見も含めて、中間のまとめに盛り込みたいと思います。その、中間のまとめに対して、これから都民の皆様のご意見をいただくことになります。

それを踏まえて、今後の検討に入ることになります。それでは今後の審議会の運営につきまして、事務局からどのように運営していくかについてご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（菊地） 今後の予定についてご説明いたします。資料7をご覧くださいと思います。

中間のまとめ（案）につきましては、本日ご審議いただきました内容及び追加意見を合わせて事務局で修正させていただきます。

なお、追加のご意見につきましては、大変恐縮でございますが、文書にて本日から1週間後の9月20日火曜日までに、事務局にお寄せいただければと存じます。

修正（案）につきましては、会長及び両部会長にご確認をいただき、最終調整したものを中間のまとめとさせていただきます。

なお、中間のまとめに向けた最終調整及びご確認は、会長にご一任いただきたいと考えております。

○福原会長 ありがとうございます。

追加意見については、きょうご欠席になった方々も含めて声をかけてください。

というわけで、ただいま事務局から最終調整、確認は会長に一任というご提案がありましたわけですが、委員の皆様の、今日いただいたご意見は可能な限り、表現そのほかを含めて中間のまとめに反映しなければならないと思っておりますので、その最終調整及び確認につきましては、ご一任いただくということでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（菊地） ありがとうございます。

ただいま、皆様から会長ご一任にご同意をいただきました。

それでは、会長に最終確認をいただきまして、中間のまとめにつきましては、10月中旬、全委員の皆様にお送りしたいと存じます。

その後、10月の中旬から2週間、都民の皆様からの意見募集を行います。意見募集の期間は、都民情報ルームでの閲覧や生活文化局のホームページに中間のまとめ全文を掲載いたし

ます。

11月中旬までに両部会を開催し、都民の皆様からお寄せいただきましたご意見を踏まえ、それぞれの部会でご審議いただき、答申（案）を作成していただきます。

12月の第3回総会で両部会長から答申（案）のご報告をいただき、総会での審議を経て、知事への答申をしていただきたいと、このように予定しているところでございます。

最後に、第3回総会の開催日程でございますが、お手元に日程調査票をご用意させていただきました。ご都合をご記入の上、お帰りの際、机上に置いていただくか、今週中に事務局へご提出いただきたいと存じます。

以上でございます。

○福原会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○松田委員 最後に、すみません、せたがや子育てネットの松田です。

今、事務局の方からパブリック・コメントのご案内をいただいたんですけども、この全体の課題に関して、先ほどの議論もそうなんですけれども、かなりあきらめに近い、怒りではなくてあきらめというところが女性の中にあります。相談が専門家のところにたどり着かないということも含めて、パブリック・コメントを皆さんからなるべくたくさん受けられるように、事務局の方からも、広報をぜひ重点的に周知していただけないかなとお願いいたします。

○福原会長 それは当然だと思います。

大丈夫ですね。

○事務局（菊地） 承りました。

○福原会長 それでは、松田委員のおっしゃるように、パブリック・コメントをできるだけ広く集めるようにしていただきたいと思います。

今日は、お暑い中でございますが、白熱したご意見をいただきましてありがとうございます。

なお、何回も申し上げますが、今日、発言が足りなかった、あるいは発言すべきであった、あるいはもっと強調したいというようなことがありますれば、ぜひ9月20日までに皆様のご意見をいただきたいと思っています。

特に両部会の委員の皆様には、これまでに3回にわたって部会を開いていただきまして、これまた相当な議論をいただいたわけですが、まだ最終の答申までの間ご苦勞をおかけするわけですが、どうぞよろしくお願いいたします。

では、これをもちまして、東京都男女平等参画審議会第2回総会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

午前11時44分 閉会